

山梨県建築関係施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化等に伴う本県建築業界の社会的課題と、脱炭素社会の実現や安全・安心・快適な住生活の実現などの社会的要請に対し、官民が連携してこれらに対応していくことを目的に山梨県建築関係施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の取り組みを行う。

- (1) 建築関係施策の協議、検討に関すること。
- (2) 建築関係施策の情報共有及び関係機関の相互連携に関すること。
- (3) 建築関係施策の情報発信に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、山梨県県土整備部建築住宅課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、これを主催する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、関係機関等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 協議会の目的に賛同する者は、会長の了承を得て会議に参加することができる。

(部会)

第5条 協議会は、第2条の取り組みを実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議し、検討するため、専門部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、山梨県県土整備部建築住宅課において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

(別表)

区分等	関係機関等名
建築関係団体	一般社団法人山梨県建築士会
	一般社団法人山梨県建築士事務所協会
工務店等グループ	甲斐縁隊
	甲州学び家友の会
	材木屋と頑固一徹職人が造る家の会
	一般社団法人自然エネルギー普及協会
	チームゼロ山梨
	富士北麓の家プロジェクト
	一般社団法人山梨県木造住宅協会
	山梨住宅ナビ
	楽住/RAKUSU
指定確認検査機関等	公益社団法人山梨県建設技術センター
金融機関	独立行政法人住宅金融支援機構
	山梨中央銀行
	甲府信用金庫
	山梨信用金庫
	山梨県民信用組合
	都留信用組合
	山梨県信用農業協同組合連合会
行政	県内全市町村
	県土整備部建築住宅課